



催物で使用する照明器具での

火災に注意してください



平成 28 年 11 月に東京都新宿区内で開催された催物において、幼稚園児等が死傷する火災が発生しました。

本火災の出火原因は、屋外木製展示物内の投光器(白熱灯)に「かんなくず」が接触して出火した可能性が考えられております。(詳しい状況については現在調査中)

屋外で催物を開催する場合は消防署への届出、火気を使用する場所には消火器を設置するとともに、照明器具を使用する際には下記チェック表に基づき安全に開催していただきますようお願いいたします。

安全チェック

イベント、催物等で電気設備を使用する際は、出火を防止するため次の内容をチェックしてください。

NO.	内容	チェック欄
1	熱を発生する照明器具等を装飾品、木板等に近接して設けていませんか？(製品への表示、取扱説明書等を確認してください。)	
2	照明器具、スイッチ、テーブルタップ等で充電部が露出したもの、破損したものを使用していませんか？	
3	照明器具やコード等はしっかり固定されていますか？ コード等は踏みつけられたり、引っ張られりしていませんか？	
4	水気のあるところでは防水対策をしていますか？	
5	定格電流の範囲内で使用していますか？	
6	使用しないプラグは抜いてありますか？ 定期的な清掃を実施していますか？	

なるほど！



チェックしてください



詳しい内容のお問い合わせは
八尾市消防署 管理指導係まで
072-992-2980
syoubousho@city.yao.osaka.jp

裏面もご覧下さい

火を使用する露店を開設する場合 消火器の設置が必要です

平成 25 年 8 月に発生した京都府福知山市の花火大会火災では露店からの火災で大惨事となりました。このことを踏まえ、同様の火災を未然に防止するため八尾市火災予防条例を改正しました。

花火大会・祭礼・夏祭りなどの多数の者が集合する催し等注釈1では火気器具等注釈2(液体・固体・気体燃料を使用する器具等)を使用する場合は消火器注釈3の設置が必要となります。

Q 多数のものが集合する催し等とは？

A 不特定多数のものが集合するという概念で、縁日や花火大会などをさします。学校・幼稚園での催し物や子ども会での行事など日ごろ顔を合わせている人たちの集合に関しては対象となりません。 地域等で開催する場合もできるだけ準備につとめてください。

Q 火気器具等とは？

A 液体燃料を使用する移動式コンロ・ストーブ、固体燃料を使用する火鉢・置きこたつ、都市ガス・プロパンガスを使用する器具(コンロなど)、電気ヒーターなどの電気による発熱をその熱源に使用する器具が対象です。

Q 消火器とは？

A 消火器の技術上の省令に規定されている消火器(家庭用エアゾール消火器ではないもの)であれば大きさ(能力単位)は問いません。

地域等で露店開設する場合は、状況把握と安全性向上のため消防本部への届出をお願いいたします

裏面もご覧下さい

